



人事・労務に役立つ NEWS LETTER

事務所通信

 11
2025

発行：社会保険労務士事務所フェニックス

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-10 クロスタビル 3F

TEL 082-846-6481 FAX 082-846-6482 mail: staff@sr-phoenix.jp

重要

「年末調整がよくわかるページ(令和7年分)」を開設(国税庁)

令和 7 年も残り数か月となり社員の所得税に関する年末調整の時期も近づいてきました。

国税庁からは、令和 7 年 9 月の末頃に「年末調整がよくわかるページ(令和 7 年分)」を開設したとの案内もありました。今年の年末調整においては、基礎控除の見直し等に対応する必要があり、定額減税への対応に迫られた昨年に続き、例年よりも手間がかかることが予想されます。また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、“年末調整での対応が必要となることがある”ことも示唆されています。

令和 7 年分の年末調整に関する各種の情報（通勤手当に係る非課税限度額の改正の動向を含む）については、「年末調整がよくわかるページ」でも確認することができます。

.....国税庁の「年末調整がよくわかるページ(令和 7 年分)」のトップ画面.....

【お知らせ】

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています（[昨年と比べて変わった点\(PDF/1,721KB\)](#)）。

- 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 「特定親族特別控除」の創設

また、通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります（[通勤手当の非課税限度額の改正について](#)）。

- 源泉徴収義務者の方向けに年末調整に関する各種情報を掲載した「[リーフレット\(PDF/5,028KB\)](#)」を送付しています。
- 源泉徴収簿等を用いた年末調整の計算は、「[年末調整計算シート](#)」(Excel)をご利用いただくとう効率的に行うことができます。

★ 年末調整について、国税庁のサポートは充実しているといえますが、それでも、不明な点が出てくると思います。そんなときには、気軽にお声掛けください。



源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

[年末調整手続の電子化](#)

[チャットボットに相談する](#)

詳しい説明(パンフレット)
[「年末調整よくわかるページ」](#)

重要・
要チェック

令和 7 年 10 月からの厚生労働省関係の主な制度変更 対応はお済みですか？

厚生労働省では、年度の始めや半ばに、同省関係の主な制度変更を表にまとめて公表しています。「令和 7 年 10 月からの厚生労働省関係の主な制度変更」も公表されていますので、特に、雇用・労働関係の変更については、対応できているか否かを、今一度ざっと確認しておきましょう。

(次ページへ続く)

【雇用・労働関係】

- **最低賃金額の改定**.....すべての労働者とその使用者が対象
 - すべての都道府県において、時間額 63 円から 82 円の引上げとなる（全国加重平均 1,121 円）。令和7年10月1日から順次適用。
- **教育訓練休暇給付金の創設**.....雇用保険の一般被保険者が対象（その雇用する一般被保険者が受給するためには、事業主においても就業規則の整備や手続について一定の対応が必要）
 - 労働者が離職することなく教育訓練に専念するため、自発的に休暇を取得して仕事から離れる場合、失業給付（基本手当）に相当する給付として賃金の一定割合を受給できるようになる。
- **子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充**.....すべての事業主と労働者が対象
 - 3歳以上小学校就学前までの子を養育する労働者に関し、事業主が職場のニーズを把握した上で、柔軟な働き方を実現するための措置を複数講じ、労働者が選択して利用できるようにすることを義務付ける。また、子が3歳になるまでの適切な時期に、当該措置の個別の周知と利用意向の確認を義務付ける。
 - 妊娠・出産の申出時や子が3歳になる前の適切な時期に、労働者の仕事と育児の両立に関する意向を個別に聴取し、当該意向に配慮することを事業主に義務付ける。

★未対応の制度変更がある場合は、制度の説明・対応に向けたアドバイスなどをさせていただきますので、気軽にお声掛けください。

要確認

令和6年度の雇用均等関係法令の施行状況 是正指導が最も多かったのは？

厚生労働省から、「令和6年度 雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について」が公表されました。そのポイントを紹介します。

※ここでの雇用均等関係法令.....「男女雇用機会均等法」、「労働施策総合推進法（パワハラを規定）」、「パートタイム・有期雇用労働法」、「育児・介護休業法」の4法をいいます。

.....令和6年度 雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況／是正指導の状況のポイント.....

<是正指導の状況>

●全体

- ・雇用環境・均等部（室）が行った雇用均等関係法令（4法）に関する是正指導件数は、44,436件であった。
- ・内訳をみると、男女雇用機会均等法関係が5,087件（構成割合11.4%）、労働施策総合推進法関係が2,720件（6.1%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が28,299件（63.7%）、育児・介護休業法関係が8,330件（18.7%）であった。

●是正指導が行われた件数が最も多かった

「パートタイム・有期雇用労働法関係（28,299件：構成割合63.7%）」における指導事項の内容

- ・是正指導の対象となった事項は、「第6条第1項関係（労働条件の文書交付等）」が6,899件（24.4%）と最も多く、次いで「第14条第1項関係（措置の内容の説明）」が4,612件（16.3%）、「第13条関係（通常の労働者への転換）」が3,821件（13.5%）、「第8条関係（不合理な待遇差の禁止）」が3,653件（12.9%）、「第17条関係（短時間・有期雇用管理者の選任）」が2,927件（10.3%）となっている。



★公表された施行状況では、是正指導の状況の前提として、相談の状況も集計されており、また、4法ごとに、相談の状況、是正指導の状況などが集計されています。雇用均等関係法令への対応に問題がないかを確認する際の参考になると思いますので、必要であれば、気軽にお声掛けください。

お仕事 カレンダー 11月

11/10	● 10月分の源泉所得税・住民税特別徴収税の納付
11/15	● 所得税予定納税額の減額申請期限（第2期分のみ）
12/1	● 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
	● 9月決算法人の確定申告と納税・2026年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
	● 所得税予定納税額の納付（第2期分）



◆あとなぎ◆

朝夕急に肌寒くなってきました。

体調が崩れやすい時期ですが、おいしいものを食べて短い秋を楽しみましょう。